

スライド条項の運用について

令和4年10月
契約監理課

工事請負契約において、賃金又は物価の変動に基づき請負金額の変更の必要が生じた場合に適用するスライド条項については、山口県に準じて運用します。

- ①全体スライド【工事請負契約約款第25条第1項～第4項】
- ②単品スライド【同 第25条第5項】
- ③インフレスライド【同 第25条第6項】

○[単品スライド条項の運用について](#)（山口県 外部リンク）

○[インフレスライド条項の運用について](#)（山口県 外部リンク）